

(ウクライナ知的財産庁により公表された救済措置の仮訳)

日本の緊急事態に関するウクライナ知的財産庁のお知らせ

2011年3月11日に巨大地震及びそれに続く津波が日本を襲った。その事態を踏まえ、国家は非常事態を宣言した。

これらの事態は日本の出願人や知財の権利者にとり、費用の支払いなど所定手続きを行うことを妨げる不可抗力である。

この場合、対象となる者はウクライナ民法典第617条により義務の違反の責任は免除されるものとする。

従って、ウクライナ法令が規定する、費用の支払いを含む所定手続き遂行に関するすべての期間は、緊急事態に伴い遵守されなかった場合、違反したとは見なされないものとする。日本の出願人や知財の権利者を対象とする期限は2011年4月28日までとする。